

静岡県選挙管理委員会告示第20号

磐田市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和3年4月19日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

名 称	所 在 地
磐田市福田農業振興センター	磐田市南田 100 番地
福田豊浜体育館	磐田市豊浜中野 594 番地 1
磐田市アミューズ豊田	磐田市上新屋 304 番地